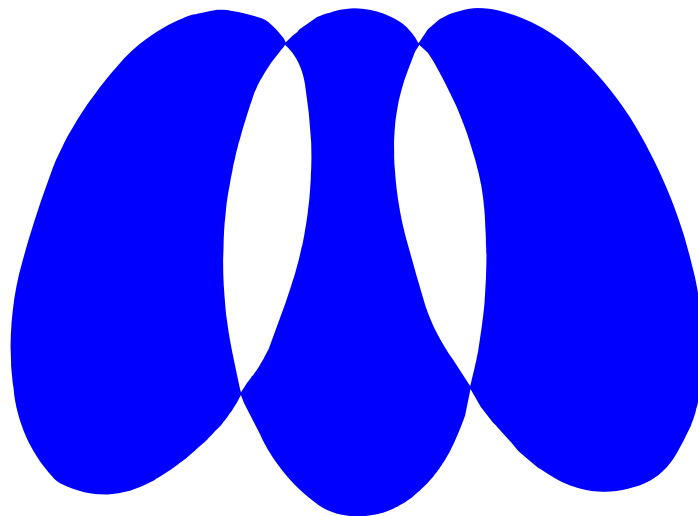


日本メクトロン株式会社 グリーン調達ガイドライン Ver. 3



2017年11月13日

日本メクトロン株式会社

目次

1. はじめに	1
2. メクテックグループの基本理念、経営理念、経営方針	2
日本メクトロンおよびメクテックグループの環境基本方針	3
3. 日本メクトロン株式会社のグリーン調達の方針	4
(1) 目的	4
(2) メクテックグループの取組み	4
a. 環境保全活動を推進しているお取引先様からの調達	4
b. 環境負荷が小さい製品・部品・主資材・副資材・治工具等の調達	4
(3) 本ガイドラインの適用範囲	4
(4) 評価・判定基準	4
a. お取引先様の評価・選定	5
b. 調達品の採用基準	5
4. ガイドラインの取扱いについて	6
5. 個人情報の取扱いについて	7
6. お取引先様へのお願い事項	7
(1) ご提出いただく報告書	7
(2) 記入方法	10
(3) 回答方法	11
(4) 取扱いについて	12
7. 問合せ先	12
8. 改定履歴	13
帳票関係	
・ 取引先製品環境保証体制調査票(TC12-A02/01)	
・ グリーン調達に関する協力合意書(TC12-A02/02)	
・ 不使用保証書(TC12-A02/03)	
・ 製品含有物質調査票(TC12-A02/05)	
・ クリンリネス物質調査票(TC12-A02/06)	
・ 規制対象物質一覧(TC46-A01/03)	

1. はじめに

地球環境問題は年々多様化しており、エネルギー消費による地球温暖化問題、大量生産、大量消費・大量廃棄型の社会がもたらす廃棄物問題、そしてVOC(揮発性有機化合物)をはじめとする環境負荷物質問題は、企業の活動と直接的あるいは間接的に関わりあっています。当社は、プラスチックフィルムや金属素材を用いた電気・電子部品を中心に生産活動を行っていますが、製品および製造工程で使用している環境負荷物質の削減、省資源、省エネルギーや廃棄物削減、そして環境負荷の少ない製品の開発を推進中です。これらの活動を通して循環型社会の構築に貢献することは、企業の社会的責任であり、確実に遂行して行きたいと考えています。

一方、改正RoHS指令(Directive2011/65/EU;以下、RoHS2指令と記す)対応をはじめ、欧州のREACH規則対応、ハロゲン規制対応等、電子・電機関連のグローバルでの顧客から環境負荷物質管理を強く要求され、また、自動車関連のグローバルでの顧客からもELV指令に関連して同様の管理を強く要求されています。当社は、品質第一で開発・生産・販売しておりますが、このような環境負荷物質管理に関しても重要な品質問題と位置づけ、生産・管理体制の徹底、鉛化合物の使用量削減、ハロゲン規制対応の推進等に取り組んでいます。

ただし、私たちの製品は、お取引先様から納入頂いている原材料、部品、副資材等が無ければ成り立たないことから、環境負荷物質管理に関し、お取引先様にもご協力頂くことが重要と考えています。

また、21世紀に入り、お取引先様が従来から取り組まれている著しい環境側面に関しましても、気候の変動、エネルギー問題、環境負荷物質問題、地球環境問題、生物多様性保全等の環境問題に対して、すべての事業活動と人々が協力して対応しなければ解決しない問題となっております。

つきましては、お取引先様の事業活動に関係する著しい環境側面の取組みに関しましても、推進いただくようお願い申し上げます。

以上のことから、環境負荷物質管理の一環として、改定版である「日本メクトロン株式会社 グリーン調達ガイドラインVer.3」を今回発行致しましたので、お取引先様におかれましては、当社の趣旨をご理解いただき、本ガイドラインに基づく日頃の取組みをお願い申し上げます。

執行役員 調達本部長



2. メクテックグループの

基本理念、経営理念、経営方針、環境基本方針

基本理念

メクテックグループは、NOKグループの一員として、NOK精神に基づく経営理念のもと、単に公正な競争を通じて利潤を追求するという経営主体に留まらず、全ての利害関係者、いわゆるステークホルダーに誇りを持ってもらい、共に夢を追い続けることのできる経営を次の経営方針で推進し、広く社会にとって有用な存在であることをめざします。その実現のために、国の内外を問わず、人権を尊重し、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって自主的に行動します。

経営理念

1. 愛情と信頼に基づく人間尊重経営
2. 派閥の無い強固な団結による風通しのよい経営
3. 超常識の努力を惜しまない逆境に強い経営
4. 常に夢を求める経営計画

経営方針

1. 経営資源を重点分野に集中させ、より強く、より独自性に富んだ部品メーカーになること
2. 経営第一線から製造現場まで、コスト削減を徹底し、収益体質をより強固なものとする
3. 品質向上のための研究を重ね、技術に裏打ちされた独自性のある、かつ社会に有用な商品を世界中で生産・販売すること

「ステークホルダーすべてが誇りを持てる企業」を目指して



日本メクトロンおよびメクテックグループの環境基本方針

[基本方針]

私たちメクテックグループは、環境保全への取組みを経営の最重要課題の一つとして、グループの総力をあげて、地球環境保全に積極的に取組み、持続的発展が可能な社会の構築に貢献します。

[行動指針] すべての経営層と従業員が以下の行動指針を共有します。

1: 資源の有効使用、廃棄物排出量と二酸化炭素排出量を減らすこと

製品を製造する際には、原材料や水などの資源を使用するとともに、環境を汚す廃棄物や排水が生じます。私たちメクテックグループは無駄のない資源の使用¹⁾⁵⁾と廃棄物の削減³⁾に取組み、また二酸化炭素の排出量⁴⁾を減らすために、より少ないエネルギー消費量で製品が作ることができるように取り組めます。⁵⁾

2: 有害物質を使わないこと

事業活動に必要な資源について、環境破壊や健康に悪影響を及ぼす恐れのある有害物質を含有するもの⁶⁾⁷⁾をできる限り使用しません。やむを得ず使用する場合は、地球環境、地域住民および会社で働く人々への影響が少ないものを使用します。

3: 製品環境品質を向上すること

私たちの製品はさまざまな用途に利用されていますが、最後には役目を終え廃棄される日がやって来ます。この時、焼却あるいは埋め立て処分となっても、環境に負荷を与えない原材料と副資材を積極的に採用します。また継続的に製品環境品質の維持・向上に取り組めます。⁸⁾

4: 生物多様性を守ること

私たちは事業活動において生物多様性に影響する資源を利用する際は、生物多様性の保全が維持されるような方法を採用することに努めます。また事業活動に際しては、地域における自然環境保全に与える影響に配慮します。²⁾

5: 法令等を守ること

環境に関する法規制、地方自治体条例、地域協定等を守り、環境保全活動を推進します。

6: 耳を傾けること

私たちの企業活動に関わるすべての人(ステークホルダー)から寄せられる環境についての求めに対し耳を傾け、積極的に取り組めます。

7: 情報を公開すること

広く社会とのコミュニケーションを図り、必要な環境情報を積極的に公開します。

《参考》上記注釈は以下の指標によって定量的に評価する

- 1) 資材総購入量、環境負荷物質含有資材購入量
- 2) 生物多様性影響資源使用量および環境影響物質排出量
- 3) 廃棄物年間総排出量
- 4) 電力と各種燃料の年間消費量
- 5) 製品あたりの炭酸ガス排出量
- 6) 給排水の水量
- 7) PRTR 排出量
- 8) 環境負荷物質含有製品数

3. 日本メクトロン株式会社のグリーン調達の方

(1) 目的

当社は、環境保全活動を組織的に実施し、継続的改善に取り組んでおります。その一環として、環境負荷が小さい製品・部品・主資材・副資材・治工具等の調達（以下、グリーン調達と記す）を推進します。

- a. 環境保全活動を推進しているお取引先様から調達すること。
- b. 当社が指定した「グリーン調達ガイドライン」に従い、ライフサイクル（資材等の調達、製造、流通、消費、廃棄等の各段階）における環境負荷が小さい製品・部品・主資材・副資材・治工具等を調達すること。

(2) メクテックグループの取組み

- a. 環境保全活動を推進しているお取引先様からの調達

環境保全に対する活動はお取引先様の自主的活動であることを基本としますが、必要に応じ、お取引先様の改善活動を当社で支援させていただきます。

グリーン調達に当たっては、ISO14001外部認証取得をはじめとする環境に配慮した活動に取り組まれているお取引先様からの調達を推進していきます。

具体的には、当社は、お取引先様のISO14001外部認証取得、グリーン調達および環境保全活動への取組みについて評価・判定します。

- b. 環境負荷が小さい製品・部品・主資材・副資材・治工具等の調達

当社は、調達品を以下の3通りに分類し、管理・運用を行ないます。

- (a) 製品を構成する部材（主資材・部品等）および梱包材・ラベル等（製品に付随して顧客に納入される場合に限定）。
ここでいう「主資材・部品等」には、顧客の支給品、指定品も含まれます。
- (b) 製品を製造するために、製品に直接および作業者を介して間接的に接触する副資材・治工具・生産設備（製品に影響を及ぼす可能性のある部位に限定）
- (c) 製造工程内で使用する文房具・事務用品
筆記具、文房具、ファイル類、ノート等

(3) 本ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、当社が生産するすべての製品を構成する調達品と生産活動において使用する調達品の中で、製品に環境負荷物質の影響を与える可能性のあるものすべてに適用します。

(4) 評価・判定基準

- a. お取引先様の評価・選定

当社のお取引先様の選定に当たっては、品質（Quality）・価格（Cost）・納期（Delivery）・サービス（Service）に加え、お取引先様の環境（Environment）すなわち環境保全活動への取組み状況の評価します。当社は、ISO14001外部認証の取得を優位とする以下の項目で評価し、「取引先製品環境保証体制調査票」（TC12-A02/01）に基づく評価点の合計でランク分け（A～D）し、評価ランク上位のお取引先様を優先します。

(a) 評価項目

- ア. ISO14001外部認証を取得している、または取得計画があること。
 - イ. グリーン調達を実施している、または推進計画があること。
 - ウ. 環境保全に対し、以下11大項目の取組みが積極的になされていること。
 - (ア) 環境方針・環境目標・環境体制・環境側面に関する項目
 - (イ) 法規制・顧客(メクテックグループ)に関する項目
 - (ウ) 教育・訓練に関する項目
 - (エ) 情報に関する項目
 - (オ) 文書管理に関する項目
 - (カ) 工程管理(受入検査・製造工程・出荷検査・倉庫)に関する項目
 - (キ) 取引先管理に関する項目
 - (ク) 異常処置・緊急対応に関する項目
 - (ケ) 変更管理に関する項目
 - (コ) 是正処置・予防処置に関する項目
 - (サ) 内部監査に関する項目
- (注) 個別の調査につきましては、当社が項目を追加してお取引先様に調査をお願いする場合があります。

(b) 選定基準

当社のお取引先様の選定にあたり、お取引先様には自己診断項目(No.1-50)につき自己診断を行っていただき、各項目の診断結果(点数)と確認内容のコメント(任意)をご記入の上、ご報告していただきます。必要に応じ、弊社での実地監査による確認を行わせていただきます。また、不備な点があれば是正をお願いすることがあります。重大な不備が改善できない場合は、不合格となります。

下表のとおり、評価ランクAのお取引先様からの調達を最優先し、評価ランクCで是正処置を確認出来ない場合および評価ランクDの場合は不合格(取引不可)とします。

表1. 評価ランクに対する評価

評価 ランク	該当設問 ポイント	評価事項
A	90~100%	良好レベルにあり、現状レベルの維持をお願い致します。
B	80~89%	概ね良好レベルですが、レベルアップの努力継続をお願い致します。
C	60~79%	改善計画を立案の上、その是正内容の報告をお願い致します。 是正処置を確認できない場合は、不合格と致します。
D	60%未満	不合格の為、取引できません。

b. 調達品の採用基準

調達品につきましては、法令遵守、環境負荷の低減、リサイクル等を目的に、下記の項目を満足することが採用の条件となります。

(a) 「取引先製品環境保証体制調査票」(TC12-A02/01)

当社のお取引先様の選定にあたり、お取引先様は自己診断項目(No.1-50)につき自己診断を行い、各項目の診断結果(点数)と確認内容のコメント(任意)をご記入の上、ご報告していただきます。

(b) 「グリーン調達に関する協力合意書」(TC12-A02/02)

当社の「グリーン調達ガイドライン Ver.3」に関する協力合意書にご記入・押印の上、ご提出していただきます。

(c)「不使用保証書」(TC12-A02/03)

ア. 当社の「特定の使用禁止物質」(鉛及びその化合物、水銀およびその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム及びその化合物、ポリ臭化ビフェニル(PBB)類、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類、DEHP(フタル酸ビス(2-エチルヘキシル))、BBP(フタル酸ブチルベンジル)、DBP(フタル酸ジブチル)、DIBP(フタル酸ジイソブチル)の RoHS2規制10物質)につきましては、不使用を保証させていただきます。

イ. 「規制対象物質」につきましては、「規制対象物質一覧」(TC12-A02/06)をご参照の上、含有状況(含有する場合は含有率、含有目的、代替計画)をご報告させていただきます。

ウ. ハロゲン規制物質(塩素、臭素)、アンチモンおよびその化合物につきましては、規制対応の該非(対応品の場合は意図的/非意図的含有有無、含有率、含有目的)をご報告させていただきます。

エ. 赤リンにつきましては、使用有無をご報告させていただきます。

(d)「製品含有物質調査票」(TC12-A02/05)

製品の構成成分の含有情報(成分名、CAS No.、含有率、含有目的)をご記入・押印の上、ご報告させていただきます。

(e)「クリンリネス物質調査票」(TC12-A02/06)

当社が指定する資材(HDD品目に使用する主資材および当該品目の製造工程で使用する副資材等)につきましては、分析要領に従い、清浄度対象物質(有機シリコン、アニオン、カチオン)の分析値、分析装置の検出下限、分析方法をご記入の上、分析報告書(または分析データ)を当該調査票に添付して、ご報告させていただきます。

(f) 分析報告書

上記(c)ーアのRoHS2規制10物質の非含有(含有率が閾値未満であること)をご報告させていただきます。また、当社の顧客からこれら以外の物質について分析報告書の要求があれば、当社からお取引先様にご提出をお願いする場合があります。なお、分析報告書は、ISO17025認証を取得した第三者分析機関が発行したものに限りま

(g) SDS

当社は、労働安全衛生管理、排水処理管理、廃棄物管理等でSDSを活用しますので、JIS Z 7253:2012に準拠したSDSをご提出させていただきます。

SDSの記載につきましては、15項(適用法令)の中でPRTR法の対象物質(第1種指定化学物質)(http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/pdf

/engsindai1.pdf)の該非を記載させていただきます。なお、当社の顧客から主資材、副資材以外の調達品につきましてもSDSの要求があれば、当社からお取引先様にご提出をお願いする場合があります。

4. ガイドラインの取扱いについて

お取引先様に対する本ガイドラインの取扱いは、以下のとおりです。

- (1) 新規のお取引先様には、取引が開始される都度、本ガイドラインを当社の所管部署よりお渡し致します。
- (2) 本ガイドラインは、改定される都度、当社の所管部署よりお取引先様へ最新版をお渡し致します。
- (3) 本ガイドラインは、改定される都度、当社のホームページにて最新版を公開致します。

5. 個人情報の取扱いについて

ご記入いただくお取引先様の個人情報は、グリーン調達調査関連事項の内容確認等の目的にのみ使用させていただきます。また、必要に応じて、当社のメクテックグループ会社や委託業者等が使用することがありますが、上記目的のみの使用とさせていただきます。

6. お取引先様へのお願い事項

お取引先様には、環境保全活動の組織的推進と継続的改善の遂行をお願い致します。つきましては、お取引先様の改善活動および調達品に関する以下の項目につきまして、調査の上ご回答をお願い致します。調査依頼につきましては、定期調査の場合と不定期調査の場合（新規納入時、工程変更時等）があります。

(1) ご提出いただく報告書

ご提出いただく報告書と提出時期につきましては、以下のとおりです。提出方法につきましては、報告書の種類により、電子ファイルまたは印刷物でご提出をお願い致します。

a. 取引先製品環境保証体制調査票(TC12-A02/01)

当社のお取引先様の選定にあたり、当社がお取引先様の自己診断項目(No.1-50)の診断結果(点数)に基づき監査を行った場合、監査後の診断結果(点数)をご記入の上、ご報告させていただきます。

b. グリーン調達に関する協力合意書(TC12-A02/02)

今回のグリーン調達ガイドラインの改定に伴い、すべてのお取引先様からご提出していただきます。また、本ガイドラインが今後改訂される都度、すべてのお取引先様にご提出をお願い致します。

c. 不使用保証書(TC12-A02/03)

当社の製品を構成する主資材と包装材につきましては、新規納入時と発行日から1年毎にご提出をお願い致します。当社の製品を構成しない副資材等につきましては、新規納入時にご提出いただき、それ以降の定期的なご提出は不要です。ただし、当社より必要に応じてご提出をお願いする場合があります。

d. 分析報告書(ISO17025 認証を取得した第三者分析機関が発行したものに限り)

(第三者分析機関の分析基準に準拠)

当社の製品を構成する主資材と製品の包装材につきましては、新規納入時とそれ以降(分析終了日から)1年毎にご提出をお願い致します。当社の製品を構成しない副資材等につきましては、新規納入時にご提出いただき、それ以降の定期的なご提出は不要です。ただし、当社より必要に応じてご提出をお願いする場合があります。

e. 製品含有物質調査票(TC12-A02/05)

新規納入時にご提出いただき、それ以降の定期的なご提出は不要です。

f. クリンリネス物質調査票(TC12-A02/06)

当社が指定する資材(HDD品目に使用する主資材および当該品目の製造工程で使用する副資材等)につきましては、新規購入時および当社が必要に応じてお願いする場合にご提出をお願い致します。

g. 安全データシート(SDS)

新規購入時および法改正やその他の変更により改訂される都度、ご提出をお願い致します。ただし、当社の顧客要求により、改訂がなくても不定期にご提出をお願いする場合があります。

ます。また、記載言語は原則、調達する国の主要言語での記載をお願い致します。ただし、調達品の種類や顧客要求等により、当社が指定する言語で記載をお願いする場合があります。

- h. JAMPで規定するMSDSplusまたはAIS、もしくはIMDS (International Material Data System)、国内VT62474 (旧名JGPSSI) 準拠の調査フォーマット等の帳票でご提出をお願いする場合があります。なお、MSDSplusまたはAISの適用期間は、ChemSHERPAへの移行に伴い、2018年7月までとなり、それ以降はChemSHERPAへ移行します。ただし、顧客要求によってはChemSHERPAでのご提出をお願いする場合があります。
- i. 当社の顧客要求等により、上記以外の報告書のご提出をお願いする場合があります。

表2. 提出報告書リスト

4M区分等		取引先製品環境保証体制調査票 (TC12-A02/01)	グリーン調達に関する協力合意書 (TC12-A02/02)	不使用保証書(TC12-A02/03)	分析報告書(第三者分析機関の分析基準に準拠)	製品含有物質調査票 (TC12-A02/05)	クリンリネス物質調査票 (TC12-A02/06)	安全データシート(SDS)	・MSDSplus 又は AIS(適用:~2018/7) ・ChemSHERPA(適用:2018/8~)	
定期調査(年1回)		—	—	○	○	—	—	○	—	
納入品	新規取引	○	○	○	○	○	(○)	○	(○)	
	納入実績あり(1年以内)	—	—	○	○	○	(○)	○	(○)	
既納品	設備・機械	新設・増設・更新・改造	—	—	○	—	—	—	—	
		移設	—	—	—	—	—	—	—	
	型・治工具類	新設・増設・更新・改造	—	—	○	—	—	—	—	
		移設	—	—	○	—	—	—	—	
	加工条件・方法	条件・方法の変更	—	—	○	○	—	—	—	
		工程の追加・削除・順位の変更	—	—	○	○	—	—	—	
	加工区	取引先社内の他工場(A工場⇒B工場)への生産移管・増設	—	—	○	○	—	—	—	
		取引先社内の工場内部署(A部⇒B部)への生産移管・増設	—	—	○	○	—	—	—	
		取引先内の内製より外製化、またはその逆	—	○	○	○	—	—	—	
		取引先外製先間(A社⇒B社)の変更	—	○	○	○	—	—	—	
	検査条件・方法	検査方法・基準の変更	—	—	—	—	—	—	—	
	材料	メーカー・グレード・仕様の変更	—	—	○	○	○	(○)	○	(○)
	製品・部品	仕様の変更	—	—	○	○	○	(○)	○	(○)
荷姿の形態・材料・グレードの変更		—	—	○	○	—	—	○	(○)	
その他	(上記に該当しない変更)	* 当社担当窓口にご相談の上、提出書類を確認願います。								

○:ご提出が必要、(○):当社が必要に応じて要求した場合にご提出が必要、—:ご提出不要
 注)ご提出が必要な報告書は、調達品の種類により異なります。

(2) 記入方法

- a. 取引先製品環境保証体制調査票(TC12-A02/01)
必要事項をご記入の上、項目毎に採点基準に従い、自己採点、コメントをご記入願います。
- b. グリーン調達に関する協力合意書(TC12-A02/02)
社名、代表者(本合意書の内容に責任を持てる方)、貴社担当者、連絡先をご記入の上、社印を押印願います。
- c. 不使用保証書(TC12-A02/03)
部材品番毎に、社名、責任者(本保証書の内容に責任の持てる方)、発行日をご記入願います。
「1. 特定の使用禁止物質について」は、RoHS2指令10物質の分析終了日をご記入願いますが、RoHS2指令10物質以外にハロゲン規制物質等、当社より必要に応じて分析報告書のご提出をお願いする場合があります。
- d. 分析報告書
(a) 分析対象
調達品の均質材料毎に分析を行い、含有率(ppm)は(含有量×1000000÷均質材料質量)で算出願います。ここでいう均質材料とは、物理的・化学的にそれ以上分解出来ない物質をさします。
- (b) 分析方法
「特定の使用禁止物質」に指定している RoHS2規制10物質と当社より必要に応じて分析をお願いするハロゲン規制物質(塩素、臭素)の検出限界、前処理および分析方法は下表のとおりです。ただし、使用する分析装置が検出限界を満足出来ない場合は、分析報告書をご提出する前に、その理由を当社に事前連絡願います。なお、分析方法につきましては、精度が不十分な蛍光X線分析は分析方法に適用出来ませんのでご注意願います。なお、当社の顧客より上記以外の物質の分析報告書の要求があれば、当社からお取引先様に当該物質の分析報告書のご提出をお願いする場合があります。

表3. 規制物質の検出限界と分析方法

規制物質	分析対象物質	検出限界(注2)	前処理および分析方法	
RoHS2 規制物質	Cd	2ppm 未満	IEC62321 に準拠した前処理方法および分析方法を記載願います。	
	Pb	2ppm 未満		
	Hg	2ppm 未満		
	Cr(VI)	8ppm 未満		
	PBB(注1)	5ppm 未満		
	PBDE(注1)	5ppm 未満		
	DEHP(フタル酸ジ-n-エチルヘキシル)	50ppm 未満		
	BBP(フタル酸ブチルベンジル)	50ppm 未満		
	DBP(フタル酸ジ-n-ブチル)	50ppm 未満		
ハロゲン	Cl	50ppm 未満	EN14582:2007	イオンクロマトグラフ法または分析精度が同等以上の分析方法
	Br	50ppm 未満		
アンチモン 及び その化合物	Sb	2ppm 未満	IEC62321 に準拠した前処理方法および分析方法を記載願います。	

(注1) PBB、PBDEについては、均質材料としての金属、ガラス、セラミックスの分析は不要です。

(注2) 分析装置の検出能力が検出限界を超える場合は、個別相談とさせていただきます。

(c) 記載項目

分析報告書は英文、または和文／英文併記とし、下記7項目を全て記載の上添付願います。

- ・分析終了日
- ・分析者名、分析責任者名、第三者分析機関名
- ・前処理方法(フロー)、完全溶解であることをフローに明記願います。
- ・分析方法
- ・検出限界
- ・分析結果
- ・サンプルのカラー写真(分析に供するサンプルの外観・性状がわかる写真であること)

上記7項目が報告書にご記入されていない場合は、当社より再提出をお願いすることになります。なお、当社の製品を構成する主資材、部品および包装材につきましては、分析報告書の有効期限を分析終了日から1年とします。

(d) 分析機関

上記の分析報告書は、分析対象物質に関するISO17025の認証を取得した第三者分析機関が発行したものに限ります。

e. 製品含有物質調査票(TC12-A02/05)

「構成成分の含有情報」は、当社の規制対象物質の含有有無に関わらず、成分名(化学物質名)、CAS. No、含有率(wt%;有効数字2桁表示)、含有目的をご記載願います。CAS. Noにつきましては、原則開示願います。ただし、「非開示」の場合でも、当社あるいは当社のグローバルな顧客から開示要求があれば、開示をお願いする場合があります。構成成分の含有率につきましては、各成分の含有率の合計が100%になるようにご記載願います。

f. クリンリネス物質調査票(TC12-A02/06)

新規調達品で、当社が指定する資材につきましては、クリンリネス物質調査票(TC12-A02/06)の分析要領に基づき、クリンリネス物質(有機シリコン、陽イオン、陰イオン)の製品表面の付着量を分析しご記載願います。なお、エビデンスとして、本調査票に分析報告書又は分析データを添付願います。

g. JAMPのMSDSplus およびAIS他

2007年6月1日より施行された欧州のREACH規則では、EUに上市する部品、製品等の成形品(アークティクル)に含まれる高懸念物質についての情報提供等が義務付けられています。REACH規則で情報伝達が義務付けられる対象物質は2008年10月28日に初回物質が公表され、その後も対象物質は順次追加されておりますが、当社においては、繰り返しの情報収集をできる限り避けるために、今後追加されるREACH規則の対象物質の選定範囲を包含しうるアークティクルマネジメント推進協議会(JAMP)で掲げる対象物質(JAMP管理対象物質)を含めた化学物質含有情報の収集を行います。

また、IMDS、国内VT62474(旧JGPSSI)等にて調査をお願いする際につきましては、それぞれの所定様式にて作成願います。

(3) 回答方法

「グリーン調達に関する協力合意書」につきましては、社印を押印の上、印刷物をご返送願います。

また、「取引先製品環境保証体制調査票」、「製品含有物質調査票」、「不使用保証書」につきましては当社より配布致します電子フォーマットを、「MSDSplus またはAIS」につきましてはXML ファイルを、お取引先様発行の「SDS」および「分析報告書」につきましてはPDFファイルをご提出願います。

なお、当社から必要に応じて電子ファイル以外の方法で回答をお願いする場合があります。

(4) 取扱いについて

ご提出いただいた報告書のうち、分析報告書およびSDSにつきましては、当社の顧客へのRoHS2規制10物質等の環境負荷物質に関する非含有エビデンスとして利用させていただく場合があります。その他の書類につきましては、公表することはありません。

7. 問合せ先

第3版 2017年 11月 13日

本件に関するお問合せは、下記宛にお願い致します。

日本メクトロン株式会社

調達本部 調達企画センター

電話:029-896-8631 FAX:029-830-9286

業務本部 環境安全部

電話:029-830-9268 FAX:029-830-9158

8. 改定履歴

1. 制定履歴：2007年8月21日

「グリーン調達ガイドライン」の制定にあたり、その管理基準を定める。

2. 改定履歴

改定番号	1		改定日	2008年4月18日
改定理由	1. 改訂された付属書類があったため。			
頁	項目	改定内容		
3	付属書2	帳票関係のFPC規制物質量に関する調査票を改訂。		

改定番号	2		改定日	2012年3月23日
改定理由	1. 化学物質管理基準書の改定に伴う変更。 2. 顧客要求に基づく内容の見直し、及び、様式・様式名の変更			
頁(注)	項目	改定内容		
3	付属書1	グリーン調達ガイドラインの全面見直し。 ・Ver.1→Ver.2へ変更。 ・環境方針→環境基本方針とし、内容の全面変更。 ・お取引様から提出いただく資料の追加と説明の追記。 ・書式名変更。 「製品含有環境関連物質に関する調査票」→「製品含有物質調査票」 「FPC規制物質量に関する調査票」→「クリンリネス物質調査票」 「禁止・全廃・管理する化学物質一覧」→「規制対象物質一覧」		
3	付属書2	書式の変更。 ・不使用保証書、分析データリスト、製品含有物質調査票、 クリンリネス物質調査票、規制対象物質一覧		

改定番号	3		改定日	2017年11月13日
改定理由	1. 化学物質管理基準書の改定に伴う改定。 2. 環境基本方針の変更に伴う改定。 3. 環境規制動向、顧客要求等に伴う本文の見直し			
頁	項目	改定内容		
—	表紙	バージョンの変更(Ver. 2→Ver. 3)、発行年月日の変更		
—	目次	・文言の変更 ・項目の変更(7. 帳票関係、8. 問合せ先→7. 問合せ先、8. 改定履歴、 帳票関係) ・頁数の一部変更		
1	はじめに	・文言の変更(RoHS指令→RoHS2指令、ハロゲンフリー→ハロゲン規制等) ・調達本部長の名称変更		
2	基本理念	・文言の変更(日本メクトロン株式会社→メクテックグループ)		
3	基本方針/ 行動指針	・文言の変更(日本メクトロン株式会社→メクテックグループ) ・文言の変更(日本メクトロン株式会社→メクテックグループ等) ・指針の追加(「生物多様性を守ること」) ・参考の変更(「生物多様性影響資源使用量および環境影響物質排出量」)		
	グリーン調達の考え方	・文言の変更(3-(2)日本メクトロン株式会社→メクテックグループ他) ・文言の変更(3-(4)本文の見直し他)		
6	ガイドラインの取扱い について	・文言の変更(最新版を追加)		
6	個人情報の取扱いに ついて	・文言の変更(グループ会社→メクテックグループ会社等)		
6	お取引様へのお願い 事項	・文言の変更(組織的に管理推進→組織的推進他)		
6~8	(1)ご提出いただく 報告書	・文言の変更(本文の見直し、d項とi項の削除、提出報告書リストの文言変更他)		

9~ 10	(2)記入方法	・文言の変更(本文の見直し、RoHS→RoHS2他)
10	(3)回答方法	・文言の変更(本文の見直し)
11	(4)取扱いについて	・文言の変更(MSDS→SDS、RoHS→RoHS2他)

以上